

山中湖村社会福祉協議会福祉活動事業助成金交付要領

(目的)

第1条 この助成金は、社会福祉法人山中湖村社会福祉協議会（以下「本会」という）が、団体等が行う社会福祉活動の事業に対し、地域福祉の推進を図ることを目的に助成する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付は、山中湖村内で活動する団体等が行う次の事業に対し、本会の資金の範囲内において助成する。ただし、原則として公立社会福祉施設及び個人は対象としない。

- (1) ボランティア活動を推進する事業（ボランティア団体活動推進）
- (2) 65歳以上のメンバーで構成されている団体が行う、高齢者が主体的に活動している事業（生きがづくり推進）
- (3) その他、地域福祉活動を推進する事業

(助成申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体等は、指定期日までに本会助成金交付申請書（第1号様式）と収支予算書（第2号様式）を本会会長に提出するものとする。

(審査方法)

第4条 助成金の交付の適正を期するため交付審査をし、助成の適否を審査する。

(審査基準)

第5条 助成金の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体等は、すでに一年以上の社会福祉活動の実績を持ち、この助成金の交付によってさらに一層の成果が明らかに期待されるものであること。
- (2) 助成金の交付目的に合致する先駆的な事業計画を立案し、この助成金の交付によってその実施が可能になると認められるものであること。

(決定)

第6条 助成金の交付決定は、毎年5月上旬に行う。ただし、助成金の交付決定は期日を変更することがある。

(助成金)

第7条 助成金の交付は、一団体一事業とし、一万円を上限として本会の予算範囲内で助成する。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体等は、毎年指定期日までに本会助成金交付実績報告書（第3号様式）と収支決算書（第4号様式）を本会会長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第9条 本会会長は、偽りその他不正申請等があるときは、その団体等から当該助成した金額、現物の全部または一部を返還させることができる。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。